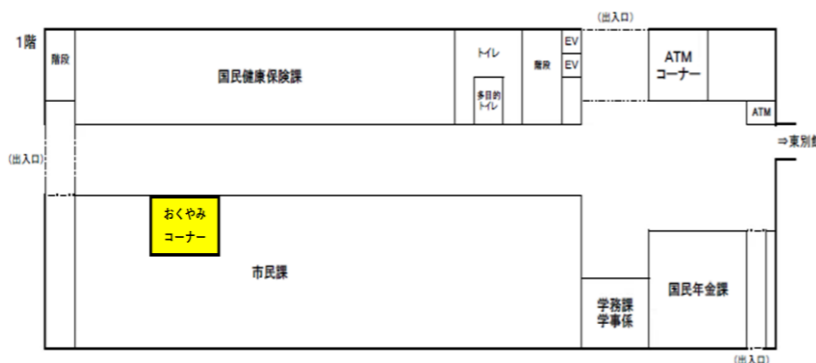


市民の要望実現！1か所の窓口で死亡後の手続きができる！1月19日からスタート！

おくやみコーナーを開設

家族を亡くした遺族の市民が死亡後の手続きの負担を軽減するために、1か所の窓口で手続きや案内ができるように、日本共産党市議団は、全国調査も行ない、14の中核市で実施している実態を本会議で示し、開設を要望してきました。この度、市民の要望が実り、下記の場所に開設されました。

本庁舎
別館1階
市民課内



1, 相談時間 平日の8時50分～午後4時

2, 相談の流れ

- ①システムで複数の質問に回答の上、必要な手続きを抽出します
- ②亡くなられた方や来庁された方の情報を印字した申請書や手続き一覧を出力し説明します。
- ③コーナーでの受付や担当課への案内を行ないます。

3, 主な注意事項

- ①コーナーでの利用時間は30分程度を想定しています。その後担当課へ案内する場合もあるので、時間に余裕をもってご来庁ください。
- ②死亡に伴う手続きは法令等で手続きできる親族の範囲が異なるので確認を。
- ③予約なしの方でも、予約状況に空きがあれば対応致します。

おくやみコーナー
予約受付電話番号
099・216・1397

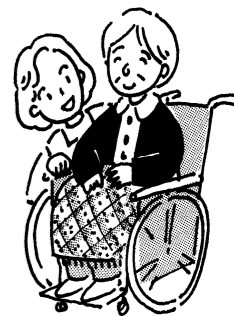
日本共産党市議団
ニュースNo353

2022年1月号
〒892-8677
鹿児島市山下町11-1
市役所西別館3階 議員控室
☎ 099-216-1440
FAX099-225-5607

2月から確定申告が始まります！ “知って得する！知らないと損する！”

しょうがいしゃ こうじょ たいしょうしゃ にんてい せいど

障害者控除対象者認定制度 を利用して負担を軽くしましょう



この制度は、**障害者手帳のない人でも**、介護保険の要介護認定を受けている人の中で、一定の基準を満たす人は、**障害者に準ずる**とし、市が「**障害者控除対象者認定書**」の交付を行なう制度です。この認定書を、税務署又は市役所市民税課に提出すれば、障害者控除の対象となり、所得税や住民税、介護保険料が少なくなります。また非課税世帯になると、医療や介護の自己負担を減らすことができます。 **問合せ先 ☎市長寿支援課216-1267**



鹿児島市の交付人数は？

申請対象者 **3万4955人** **2.4% (R2年度)**
 ところが **822人**

年間6万1200円も負担が軽くなり、非課税世帯になる！ 65歳単身者、年金収入180万円の場合

(注) 社会保険料 14万円の場合

認定の有無	所得税	住民税	介護保険料	世帯区分
認定していない場合	4000円	1万6千円	9万3700円	住民税課税世帯
認定された場合	0	0	5万2500円	住民税非課税世帯
負担軽減額	▲4000円	▲1万6千円	▲4万1200円	▲6万1200円

(注1) 普通障害者(身障3級~6級に相当)・・・控除額: 所得税 27万円、住民税 26万円

(注2) 特別障害者(身障1級~2級に相当)・・・控除額: 所得税 40万円、住民税 30万円

非課税世帯になると医療・介護の自己負担をへらすこともできる！

1) 高額療養費制度(70歳以上): **57600円**(課税世帯) → **24600円**(非課税世帯)

2) 高額介護サービス費: 第4段階 **44400円**(課税世帯) → 第3段階 **24600円**(非課税世帯)

霧島市は対象者全員に認定書を交付している！



霧島市は申請を待つのではなく、対象者全員に「認定書」を郵送している。鹿児島市は何故できないの？

申請対象者全員に **100%交付**

3795人

【令和3年第4回定例会答弁】

- 党市議：これまで本市は、対象者全員に交付できない理由として「事務処理や経費面の課題」をあげてきたが、毎月、介護認定判定結果の通知を発送する際、対象者に認定書を同封することは可能ではないのか。
- 健康福祉局長：発送することは事務処理の面から難しい。今後、介護事業関係者に電子媒体（メール）による周知を行なってまいります。